

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■ ■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

## 証拠説明書（1）

平成30年11月21日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 吉江 仁子

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

## 記

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 1	関西電力ウ ェブサイト	写し	省略	被告関西 電力	被告関西電力が、2014年(平 成26年)に火力電源入札募集 要項を公表し、「火力電源入札」 を実施したこと 被告神戸製鋼がこの入札に参加 し、2015年(平成27年) 2月16日に被告神戸製鋼の落 札が公表されたこと	
甲 2	神戸製鋼資 料「電力事 業の取り組 みについ て」	写し	平成29年 1月11日	被告神戸 製鋼	被告神戸製鋼が、被告関西電力 との電力受給契約の契約期間を 2021年から30年間である としていること	
甲 3	環境影響評 価準備書の あらまし	写し	平成29年 7月	被告神戸 製鋼	新設発電所の発電設備の配置計 画の概要等	
甲 4	神戸市長意 見	写し	平成30年 2月28日	神戸市長 久元喜造	本件アセスの手續の中で提出さ れた、準備書に対する神戸市長 意見の内容等	
甲 5	兵庫県知事 意見	写し	平成30年 3月16日	兵庫県知 事井戸敏 三	本件アセスの手續の中で提出さ れた、準備書に対する兵庫県知 事意見の内容等	
甲6の1	環境大臣意 見書(概要)	写し	平成30年 3月23日 省略	環境大臣 中川雅治	本件アセスの手續の中で提出さ れた、準備書に対する環境大臣 意見の内容等	
甲6の2	環境大臣意 見書	写し				
甲 7	第162回 神戸市環境 影響評価審 査会補足説 明資料(大 気関係3)	写し	平成29年 10月	被告神戸 製鋼	神戸製鋼自身が、大気汚染物質 の総排出量に関連して、新設発 電所の利用率は「関西電力の指 令に基づく」と述べていること 新設発電所から排出される大気 汚染物質の年間排出総量等	
甲 8	第161回 神戸市環境 影響評価審 査会補足説 明資料(大	写し	平成29年 9月	被告神戸 製鋼	新設発電所の予定地周辺の、灘 浜局、六甲アイランド局、住吉 南局で測定されるNOxのバック グラウンド濃度が、環境基準 で現状非悪化が求められる「1	

	気関係 2)				<p>時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内」にあること</p> <p>※6-1頁の記載内容を参照。 NOxの濃度について、上記環境基準の「1時間値の1日平均値」を「年平均」相当値に変換すると、年平均相当値で「年平均相当値で、0.019~0.030のゾーン内」となる。 同頁に示されているとおり、年平均相当値で、灘浜局は0.02304ppm、六甲アイランド局は0.01903ppm、住吉南局は0.02103ppmであり、これらは上記ゾーン内にある。</p>	
甲 9	兵庫県環境白書（平成27年度版） （抜粋）	写し	平成28年3月	兵庫県	<p>本件発電所付近は、一部の一般測定局および自排局において、PM2.5の環境基準を超過していること</p>	<p>本編、資料編の中から抜粋したものである。 黄色のマークについては、原告ら代理人において付した。</p>
甲 10	火力電源入札募集要項（平成26年度版）	写し	平成26年7月25日	被告関西電力	<p>被告関西電力と被告神戸製鋼との間の電力受給契約の前提となる、被告関西電力の火力電源入札募集要項の内容 被告関西電力が被告神戸製鋼に電力量を通告し、被告神戸製鋼はこれに基づいて新設発電所を稼働させて必要な電力量の発電を行うこと等</p>	
甲 11	電力需給契約書（ひな型）平成26年度版	写し	平成26年7月25日	被告関西電力	<p>被告関西電力と被告神戸製鋼との間の電力受給契約の前提となる、被告関西電力の電力受給契約書のひな形の内容 被告関西電力が被告神戸製鋼に電力量を通告し、被告神戸製鋼はこれに基づいて新設発電所を稼働させて必要な電力量の発電を行うこと等</p>	

以上